

三鷹市告示第40号

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月31日三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、令和5年度三鷹市一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

令和5年2月28日

三鷹市長 河 村 孝

令和5年度三鷹市一般廃棄物処理計画

- 1 施行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 施行区域 市全域
- 3 一般廃棄物の種類及び分別区分

| 種 類 | 分 別 区 分 | 備 考 | |
|-------------------|---|--|---------------------------------|
| 家庭系 (事業系を含む) | 可 燃 ご み | 台所ごみ（厨芥・雑芥）、枝木、紙くずなど燃やせるごみ、皮革製品・ゴム製品、衛生上焼却処理するもの | |
| | 不 燃 ご み | せともの、ガラス、金属、小型家電製品（最も長い辺が40cm未満のもの）、複合素材（ビデオテープ・おもちゃ・）製品など | |
| | 資 源 物 | プラスチック類 | ペットボトルを除くプラスチック製容器包装及びプラスチック製品 |
| | | ペットボトル | 飲料、しょう油、酒類及び調味料用（食用油脂を除く）ペットボトル |
| | | 古紙 | 新聞・雑誌・ダンボール・雑紙 |
| | | 古着類 | 古着・毛布・タオルケットなど |
| | | びん・缶 | 飲食料用びん・缶 |
| | | 小型家電 | 30cm未満の小型家電 |
| 有 害 ご み | 乾電池、蛍光管、体温計（水銀入り）、モバイルバッテリー、電子たばこ、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てガスライター、小型充電式電池 | | |
| 家庭系 | 粗 大 ご み (多量ごみを含む) | 家具類、家電製品、大型ごみ（最も長い辺が40cm以上のもの）、多量ごみ、布団など。ただし、本処理計画10の(2)、(3)に列挙された品目は除外する。 | |
| | 牛乳パック | 紙パック（アルミコーティングを除く） | |
| 動 物 死 体 (飼い主不明のみ) | | 犬 ・ 猫 等 | |
| し 尿 | | し 尿 | |
| 浄 化 槽 汚 泥 | | 浄 化 槽 汚 泥 | |

4 一般廃棄物及び集団回収の収集方法・処理量・収集回数等

| 種 類 | 分 別 区 分 | 種 類 | 収集方法 | 処理量 | 収集回数 |
|-------------------|----------------------|--------------|-------------------------------------|----------|---------|
| 家庭系 (事業系を含む) | 可 燃 ご み | 可燃ごみ | 指定収集袋による戸別収集 | 23,196 t | 毎週2回 |
| | 不 燃 ご み | 不燃ごみ | 指定収集袋による戸別収集 | 1,602 t | 毎月2回 |
| | 資 源 物 | びん・缶 | 容器又は袋による戸別収集 | 2,249 t | 毎月2回 |
| | | 古紙 | ひもがけ又は紙袋による戸別収集 | 6,540 t | 毎週1回 |
| | | 古着類 | 袋による戸別収集 | 612 t | |
| | | ペットボトル | 容器又は袋による戸別収集 | 755 t | 毎月2回 |
| | | プラスチック類 | 袋による戸別収集 | 3,561 t | 毎週1回 |
| | | 小型家電 | 市内公共施設の一部で拠点回収 | 3 t | 随時 |
| 有 害 ご み | 乾電池 蛍光管 スプレー缶等 | 容器又は袋による戸別収集 | 56 t | 毎週1回 | |
| 家庭系 | 粗 大 ご み (多量ごみを含む) | 家具等 | 戸別収集 | 1,960 t | 申込により随時 |
| | 牛乳パック | 牛乳パック | 市内公共施設の一部で拠点回収 | 1 t | 随 時 |
| 動 物 死 体 (飼育者不明のみ) | | 犬・猫等 | 占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、市が路上等発生場所で収集 | 420 匹 | 通報により随時 |
| し 尿 | | し 尿 | 戸別収集 | 130 k1 | 申込により随時 |
| 浄 化 槽 汚 泥 | | 浄化槽 汚泥 | 戸別収集 | 0 k1 | 申込により随時 |
| 集 団 回 収 | 資 源 物 | | 資源回収業者による引き取り | 2,369 t | 随 時 |

集合住宅等における家庭系ごみの収集方法は、集積所収集とする。

備考

ア 戸別収集及び集積所収集の排出場所

| 収集方法 | | 排出場所 |
|-----------|------------|---------------------|
| 戸別収集 | | 各戸（各事業所）の敷地と道路の境界付近 |
| 集積所 収集 | 集合住宅 | 当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所 |
| | 戸別収集が困難な場所 | 市と居住者が協議の上で決めた集積場所 |

イ 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月31日条例第8号）第23条の3第1項にいう所定の場所は、前記アのとおりとする。

ウ 戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「三鷹市リサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

| 種 類 | 分 別 区 分 | 種 類 | 処理主体(運搬) | 処 理 区 分 | 備 考 | |
|---------------------|-----------------------|------------|----------------|--------------|---|-------|
| 家庭系 (事業系を含む) | 可 燃 ご み | 可燃ごみ | 委託及び自家 許可業者 | 焼 却 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみについては、1日平均排出量10kg未満、1回の排出量が100kg未満又は1m ³ 未満のもので、指定収集袋を使用している事業系一般廃棄物を含む。 | |
| | 不 燃 ご み | 不燃ごみ | 委 託 | 選 別 | | |
| | 資 源 物 | びん・缶 | 委託 | 再 生 | | 売却・再生 |
| | | 古 紙 | | | | 売却・再生 |
| | | 古着類 | | | | 再 生 |
| | | ペットボトル | | | | 売却・再生 |
| | | プラスチック類 | | | | 再 生 |
| 小型家電 | 直 営 | 売却・再生 | | | | |
| 有 害 ご み | 乾電池 蛍光管等 スプレー缶等 | 委 託 | 再 生 | | | |
| 家庭系 | 粗 大 ご み (多量ごみを含む) | 家具等 | 委 託 | 焼却 (一部再生) | | |
| | 牛乳パック | 牛乳パック | 再生業者 | 再 生 | | |
| 動物死体 (飼育者不明のみ) | | 犬・猫等 | 委 託 | 火 葬 | 占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、市が処理 | |
| し 尿 | | し 尿 | 委託及び 許可業者 | 市の指定する 施設 | | |
| 浄 化 槽 汚 泥 | | 浄化槽 汚 泥 | 許可業者 | 市の指定する 施設 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による許可業者 | |

6 収集運搬計画

| 種 類 | 分 別 区 分 | 種 類 | 収 集 運 搬 主 体 |
|-----------------|-----------------------|--------------------|-----------------|
| 家庭系 (事業系を含む) | 可 燃 ご み | 可燃ごみ | 委 託 業 者 |
| | 不 燃 ご み | 不燃ごみ | 委 託 業 者 |
| | 資 源 物 | びん・缶 | 委 託 業 者 |
| | | 古紙 | 委 託 業 者 |
| | | 古着類 | 委 託 業 者 |
| | | ペットボトル | 委 託 業 者 |
| | | プラスチック類 | 委 託 業 者 |
| 小型家電 | 直 営 | | |
| 有 害 ご み | 乾電池 蛍光灯等 スプレー缶等 | プラスチック類 委託業者に同じ | |
| 家庭系 | 粗 大 ご み (多量ごみを含む) | 家具等 | 委 託 業 者 |
| | 牛乳パック (拠点) | 牛乳パック | 再生業者 |
| 動 物 死 体 | | 犬・猫等 | 委 託 業 者 |
| し 尿 | | し 尿 | 委 託 及 び 許 可 業 者 |
| 浄 化 槽 汚 泥 | | 浄化槽 汚 泥 | 許 可 業 者 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び条例第35条による許可業者及び自家搬入

| 種 類 | 収 集・運 搬 量 | 収 集 運 搬 主 体 | 収 集 回 数 | 収 集 方 法 | 備 考 |
|---------|-----------|-------------|---------|---------|-----|
| 可 燃 ご み | 5,800 t | 18社 | 随時 | 戸別収集 | 有料 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び条例第35条による許可業者

| 種 類 | 収 集・運 搬 量 | 収 集 運 搬 主 体 | 収 集 回 数 | 収 集 方 法 | 備 考 |
|-----|-----------|-------------|---------|---------|-----|
| し 尿 | 33 kl | 1社 | 随時 | 戸別収集 | 有料 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び条例第35条による許可業者 (資源化分)

| 種 類 | 収 集・運 搬 量 | 収 集 運 搬 主 体 | 収 集 回 数 | 収 集 方 法 | 備 考 |
|-----|-----------|-------------|---------|---------|-----|
| 食 品 | 675.9 t | 8社 | 随時 | 戸別収集 | 有料 |
| 剪定枝 | 96 t | 1社 | 随時 | 戸別収集 | 有料 |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、浄化槽法第35条及び条例第42条による許可業者

| 種 類 | 収 集・運 搬 量 | 収 集 運 搬 主 体 | 収 集 回 数 | 収 集 方 法 | 備 考 |
|-------|-----------|-------------|---------|---------|-----|
| 浄化槽汚泥 | 0 kl | - | 随時 | 戸別収集 | 有料 |

7 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

ア 施設名称 ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ
 イ 所在地 調布市深大寺東町七丁目50番地30
 ウ 炉形式 連続燃焼式焼却炉
 エ 処理能力 288 t / 日 (144 t / 24 h 炉 × 2 基)

オ 搬入者別内訳量

| 総 量 | 搬 入 者 別 内 訳 量 | |
|----------|---------------|----------------------------------|
| | 収集運搬委託業者 | 許可業者及び自家搬入 (リサイクルセンター処理残渣を含む) |
| 32,990 t | 24,100 t | 8,890 t |

カ 焼却残灰

| 総 量 | 処 分 方 法 | | |
|---------|-------------|--------------|---------|
| | 資 材 化 (路盤材) | 資材化 (エコセメント) | 埋 立 処 分 |
| 3,589 t | 0 t | 3,589 t | 0 t |

(2) 不燃物処理資源化施設

ア 施設名称 ふじみ衛生組合リサイクルセンター
 イ 所在地 調布市深大寺東町七丁目50番地30
 ウ 処理能力 不燃物処理能力 83.9 t / 5 h

エ 種類別搬入内訳量

| 総 量 | 種 類 別 搬 入 内 訳 量 | | | | | |
|---------|-----------------|--------------|--------------|-------------|----------------|----------------|
| | 不燃ごみ (委託) | 粗大ごみ (委託) | 空きびん (委託) | 空き缶 (委託) | プラスチック (委託) | ペットボトル (委託) |
| 9,147 t | 1,602 t | 980 t | 1,797 t | 452 t | 3,561 t | 755 t |

(3) 有害ごみ中間処理施設〔乾電池・蛍光管・体温計(水銀入り)〕

ア 施設名称 ふじみ衛生組合リサイクルセンター
 イ 所在地 調布市深大寺東町七丁目50番地30
 ウ 処理方法 容器にて分別保管
 エ 処理量 57 t

(4) 剪定枝中間処理施設

ア 施設名称 株尾林造園
 イ 所在地 東京都西東京市向台町四丁目14番6号
 ウ 処理方法 破碎
 エ 処理量 96 t

8 最終処分及び廃乾電池等資源化計画

(1) 埋立処分及びエコセメント化処理施設

ア 施設名称 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

イ 所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

ウ 搬入者別内訳量

| 内訳 | 搬入者別内訳量 | |
|------------|----------------------|--------------------------|
| | クリーンプラザふじみ (焼却残灰) | ふじみリサイクルセンター (不燃ごみ残渣) |
| 埋立処分量 | 0 t | 0 t |
| エコセメント化処理量 | 3,589 t | |
| 総量 | 3,589 t | 0 t |

※焼却残灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でエコセメント化処理を行なう。

(2) 動物死体（犬・猫等）の火葬

ア 施設名称 宗教法人 慈恵院

イ 所在地 東京都府中市浅間町二丁目15番1号

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

ア 施設名称 三鷹市し尿投入施設

イ 所在地 三鷹市野崎一丁目1番1号市民センター内

ウ 処理方法 下水投入（希釈放流）

※汚泥については脱水（処理）、焼却（処分）

(4) 廃乾電池等処理施設（最終処分を含む）

ア 受託企業名 野村興産㈱イトムカ鉱業所

イ 所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

(5) 食品リサイクル法による食品循環資源化施設

| 施設名称 | ㈱アルフォ | ㈱バイオエナジー | ㈱アクト・エア | ㈱Jバイオフーズリサイクル | ㈱日本フーズエコロジーセンター | ニューエナジーふじみ野㈱ | ㈱ジェイ・アール・エス |
|------|----------------|----------------|---------------|---------------------|-------------------------|------------------|----------------|
| 所在地 | 東京都大田区城南島3-3-2 | 東京都大田区城南島3-4-4 | 神奈川県愛川町角田3667 | 神奈川県横浜市鶴見区末広町 2-1-5 | 神奈川県相模原市中央区田名塩田 1-17-13 | 埼玉県ふじみ野市駒林1033-1 | 埼玉県所沢市林1-299-8 |
| 処理量 | 180.0 t | 109.8 t | 201.4 t | 87.5 t | 1.2 t | 58.8 t | 37.2 t |
| 処理方法 | 飼料化・メタン発酵 | メタン発酵 | コンポスト化 | メタン発酵 | 飼料化 | メタン発酵 | 飼料化・堆肥化 |

9 一般廃棄物の排出抑制等のための方策

(1) 三鷹市における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ 分別収集、ごみの適切な排出方法等の啓発の徹底
- ウ ごみの資源化施策の拡充
- エ ごみの発生抑制、排出抑制、再利用に関する市民、事業者に対しての啓発と、学校や地域社会における教育啓発活動の充実
- オ 容器包装廃棄物等の使用、排出の抑制の啓発・普及の拡大
- カ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対するごみの発生及び排出抑制、資源化指導の徹底
- キ 事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分方法の周知徹底
- ク 集団回収事業の拡充
- ケ ごみ減量等推進会議との連携
- コ 牛乳パック、ペットボトルなどの回収の拡充
- サ 生ごみ処理機等による生ごみ減量の推進
- シ 再生品の率先使用と市民、事業者への普及拡大
- ス 容器包装リサイクル法に対応するための分別収集及び中間処理施設の検討
- セ リサイクル協力店の普及拡大
- ソ マイバッグ運動の普及拡大
- タ 食品ロスの削減及び生ごみの排出抑制の推進

(2) 市民における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ ごみの分別排出の徹底
- ウ ごみの発生抑制及び排出抑制
- エ 過剰包装の自粛とマイバッグの利用
- オ 再生品の使用促進と使い捨て商品の使用自粛
- カ 生ごみのコンポスト化（生ごみ処理機によるものを含む）の促進
- キ 集団回収への参加
- ク 家庭系ごみ有料化実施に伴う可燃ごみ及び不燃ごみの指定収集袋による排出

(3) 事業者における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ ごみの減量及び再利用の促進
- ウ ごみの発生源における排出抑制
- エ 少量排出事業者における有料ごみ処理袋の使用
- オ 事業系廃棄物の適正な処理の実施
- カ 過剰包装の抑制
- キ 流通容器包装廃棄物の排出の抑制
- ク 使い捨て容器の使用の抑制と、製造・流通事業者による自主回収・資源化の促進
- ケ 再生品の使用の促進
- コ 事業系廃棄物の資源化の促進
- サ 長寿命化製品等の開発の推進

10 その他 市で収集・運搬を行わない一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の中間処理施設に支障をきたす恐れのあるもの

以下の物品は、排出者が責任をもって購入した小売店や廃棄物収集運搬処理業者等に処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

ピアノ、バッテリー、注射針、自動車及びその部品、タイヤ、耐火金庫、ガソリン・石油・灯油類、危険物（廃油類・爆発物等）、消火器、二輪車（50cc以下の原動機付き自転車を含む。）、土・石・ブロック類、ボウリングの球、長さ80cmを超える枝木、太さ8cmを超える幹や枝、焼却灰、建築廃材、農薬、冷媒（フロンガス及び代替フロン）を使用しているもの、その他市長が適正な処理が困難と認めるもの

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象物

以下の物品は、排出者が購入した小売店や同種類の製品の買い替える小売店に引き取りを依頼する。何らかの事由により前述の方法による処分が困難な場合は、家電リサイクル受付センターに処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマを含む。）、エアコンディショナー、洗濯機（乾燥機を含む。）、冷蔵庫（冷凍庫を含む。)

(3) 資源有効利用促進法対象物

以下の物品は、排出者（一般家庭に限る）が製造元又は市の連携事業者に取り取りを依頼し、再生費用等を負担すること。

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ、ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン、液晶式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ一体型パソコン